

高浜町広報紙「広報たかはま」有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高浜町が発行する広報紙「広報たかはま」(以下「広報紙」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広告は、広報紙としての品位を損なわないもの、町民に不利益を与えないもの、中立性などを考慮し掲載の可否を決定することとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の氏名広告にあたるもの
- (2) 青少年の教育上好ましくないもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 法令などに違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (5) 貸金業に関するもの
- (6) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (7) 本町が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (8) その他広報紙に掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、広報紙各紙面の下部とする。ただし、広報紙の編集状況に応じて、位置を変更することがある。

(広告の規格・掲載料)

第4条 広告の種類は以下の3種類とする。

広告の名称	規格	広告掲載料	
広告1 (1段サイズ)	縦45mm×横178mm	裏表紙	10,000円
	縦57mm×横178mm	裏表紙以外	8,000円
広告2 (半サイズ)	縦45mm×横87mm	裏表紙	5,000円
	縦57mm×横87mm	裏表紙以外	4,000円
広告3 (1/3サイズ)	縦45mm×横56mm	裏表紙	4,000円
	縦57mm×横56mm	裏表紙以外	3,000円

(広告の申込)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広報たかはま広告掲載申込書(別記様式第1号)に掲載しようとする広告原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定・通知)

第6条 町長は、前条の申込書を受けたときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

3 広告掲載の順位は、受付順とする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を、町長が指定する期日までに、一括納入するものとする。広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告を掲載できなかった場合は、この限りではない。

(掲載の取消)

第8条 町長は、次の各号に該当した場合は、広告の掲載を中止、又は取り消すことができる。また、それに伴う広告主の損害は、町は責任を負わない。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料の納付がなかったとき。
- (2) 虚偽の広告掲載であることが判明したとき
- (3) 第2条に該当したとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、広報紙掲載の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。